

事務連絡  
令和5年2月17日

指定障害福祉サービス事業所等設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長

マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について

標記について、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたので、お知らせします。

今般、マスク着用の考え方について、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「2月10日付け事務連絡」という。）（別添）のとおり、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとされました。

障害福祉サービス事業所等におけるマスク着用の取扱いについては下記のとおりであり、下記及び別添のうち、「高齢者施設等」には、障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む。以下同じ。）が含まれます。

については、貴法人が設置する障害福祉サービス事業所等への周知をお願いします。

記

- 2月10日付け事務連絡の2において、「高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨すること」とされていること。

「（1）医療機関受診時

（2）高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

（3）通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱）

※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- ・そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。」
- 2月10日付け事務連絡の4において、「高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨すること」とされていること。
  - ※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各事業所等の管理者が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。
- 高齢者等重症化リスクの高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する児者等。以下同じ。）が多く入所していない事業所等においては、別添（参考）に記載のとおり、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される」とされていること。
- こうした考え方にに基づき、特に重症化リスクの高い者が多く利用している障害福祉サービス事業所等の従事者及び利用者におかれては、マスクの着用をはじめとする事業所内の感染対策の適切な実施に御尽力いただきたいこと。

**【別添】**

「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」（令和5年2月14日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）